

公益財団法人川崎・横浜公害保健センター定款

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 資産及び会計（第7条～第15条）
- 第3章 評議員及び評議員会
 - 第1節 評議員（第16条～第20条）
 - 第2節 評議員会（第21条～第31条）
- 第4章 役員等及び理事会
 - 第1節 役員等（第32条～第40条）
 - 第2節 理事会（第41条～第51条）
- 第5章 定款の変更及び合併、解散等（第52条～第56条）
- 第6章 事務局（第57条・第58条）
- 第7章 情報公開及び個人情報保護（第59条・第60条）
- 第8章 雑則（第61条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人川崎・横浜公害保健センター（以下「センター」という。）という。

（事務所）

第2条 センターは、主たる事務所を川崎市川崎区日進町23番地に置く。

（目的）

第3条 センターは、川崎市市長及び横浜市市長が認定した公害健康被害者（以下「被認定者」という。）の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大気汚染に係る閉塞性呼吸器疾患についての検査及び検診に関すること。
- (2) 被認定者の保健福祉に関すること。
- (3) 被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること。
- (4) 被認定者の応急医療に関すること。
- (5) 大気汚染に係る健康被害の予防に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(事業年度)

第6条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第7条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財団法人川崎・横浜公害保健センター設立（以下「設立」という。）当初の寄付財産
- (2) 設立後の寄付財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第8条 センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において、評議員の3分の2以上の同意を得、かつ、川崎市長及び横浜市長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第12条 センターの事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、その事業年度の開始前に理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合は、理事会の承認を受けなければならないものとする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第13条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項各号に定める書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 4 第1項各号及び前項各号の書類等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(会計原則等)

- 第14条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 センターの会計処理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する

資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第13条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第16条 センターに、評議員7人以上9人以内を置く。

(選任等)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、アからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

- (イ) 地方公共団体
- (ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、センターの理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

（権限）

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第22条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第20条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、その額は、毎年度総額が702,000円を超えないものとする。

2 評議員には、前項の報酬のほか、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 報酬及び費用の支給等に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成）

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びその規程の改廃
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第25条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第27条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第28条 評議員会の決議は、法人法第189条第2項に規定する事項を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第29条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人がこれに署名押印するものとする。

(評議員会運営規程)

第31条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員会運営規程による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第32条 センターに、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上7人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長及び1人を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法における代表理事とし、常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(選任等)

第33条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 監事には、センターの理事(その親族その他法令で定める特別の関係のある者を含む。)及び評議員(その親族その他法令で定める特別の関係のある者を含む。)並びにセンターの使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他法令で定める特別の関係があってはならない。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその

旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 理事長及び副理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行い、常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告等を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。この場合において、その請求の日から5日以内に2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられないときは、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも

- のに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第32条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第37条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第38条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、前項の報酬のほか、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 報酬及び費用の支給等に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
 - (3) センターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 理事の取引の制限について必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第40条 センターは、役員の方法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第2節 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項（評議員会の権限に属するものを除く。）
- (3) 前各号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第43条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第35条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第47条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、これに出席した理事長、副理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会の運営)

第51条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第5章 定款の変更及び合併、解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の定款の変更の規定は、第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(合併等)

第53条 センターは、評議員会の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第54条 センターは、法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第55条 センターが、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときに、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に評議員会の決議により、センターに対する支出額に応じ、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第56条 センターが解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により、センターに対する支出額の割合に応じ、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第57条 センターの事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には、事務長1人その他の職員若干人を置く。

3 事務長は、理事会が任免する。

4 事務長以外のその他の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第7章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第59条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第60条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 雑則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの最初の理事長は、木村美根雄とする。
- 4 センターの最初の副理事長は、佐藤忠昭とする。